

新	旧
<p>第17条 (ショッピングの利用)</p> <p>1. 会員は株式会社ジェーシービー(以下「JCB」という。)、JCB の提携会社および JCB の関係会社の<u>認める国内および国外の JCB カードの取扱加盟店(以下「加盟店」という。)</u>に <u>JCB 所定の方法により、カードを提示し、または非接触 IC カード等を所定の機器にかざし、加盟店の指示に従って、所定の売上票にカードの署名と同じ署名を行うこと、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、または署名と暗証番号の入力の両方を行うことにより商品・権利の購入、役務の提供等を受けることができます(以下「ショッピング利用」という。)</u>。なお、売上票への署名または加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力等にかえて、所定の手続きを行うことにより、ショッピング利用ができる場合があります。</p> <p>2. 通信販売や自動精算機等による非対面取引その他当社が特に認めた取引については、会員は、<u>加盟店所定の方法で、カード情報等を送信もしくは通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコードもしくはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードを送信する方法により、ショッピング利用を行うことができます。この場合、会員はカードの提示、売上票への署名等を省略することができます。</u></p> <p>3. 当社が特に認めたホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、予め会員が加盟店との間で合意している場合には、会員は、ショッピング利用代金の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、売上票への署名等を行い、残額(署名等を行った後、利用が判明した代金を含みます。)についてはカードの提示、売上票への署名等を省略することができます。</p> <p>4. 略</p> <p>5. 略</p> <p>6. ショッピング利用のためにカード(カード情報を含む。以下本項において同じ。)が加盟店に提示または通知された際、カードの第三者による不正利用を防止する目的のために、当社は以下の対応をとることができます。</p>	<p>第17条 (ショッピングの利用)</p> <p>1. 会員は株式会社ジェーシービー(以下「JCB」という。)、JCB の提携会社およびJCB の関係会社の国内および国外のJCB のサービスマークの表示されているJCB 所定規格のクレジットカードの取扱加盟店(以下「加盟店」という。)にカードを提示し、加盟店の指示に従って、所定の売上票にカードの署名と同じ署名を行うこと、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、または、署名と暗証番号の入力の両方を行うことにより商品・権利の購入、役務の提供等を受けることができます(以下「ショッピング利用」という。)。なお、売上票への署名または加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力等にかえて、所定の手続きを行うことによりショッピング利用ができる<u>ことがあります</u>。</p> <p>2. 通信販売や自動精算機等による非対面取引その他当社が特に認めた取引については、会員は<u>当社所定の方法により</u>カードの提示、売上票への署名等を省略することができます。</p> <p>3. 当社が特に認めた<u>海外の</u>ホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、予め会員が加盟店との間で合意している場合には、会員は、ショッピング利用代金の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、売上票への署名等を行い、残額(署名等を行った後、利用が判明した代金を含みます。)についてはカードの提示、売上票への署名等を省略することができます。</p> <p>4. 略</p> <p>5. 略</p> <p>6. ショッピング利用のためにカード(カード情報を含む。以下本項において同じ。)が加盟店に提示または通知された際、カードの第三者による不正利用を防止する目的のために、当社は以下の対応をとることができます。</p> <p>(1)~(3)略</p> <p>(4)ショッピング利用の申込者に対して、カード裏面の署名欄に印字された番号の入力を求める場合があります。申込者がこの番号を誤って入力した場合、会員による</p>

<p>(1)~(3)略</p> <p>(1) (4)ショッピング利用の申込者に対して、カード裏面の署名欄に印字された番号またはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードの入力を求める場合があります。申込者がこの番号を誤って入力した場合、会員によるカードの利用を一定期間制限することがあります。</p> <p>7. 略</p> <p>8. 会員は、現金を取得することを目的として商品・権利の購入または役務の提供などにカードのショッピング枠、ショッピング残高枠(第14条第2項に定めるものをいう。)を利用すること(以下「ショッピング枠現金化」という。)はできません。なお、ショッピング枠現金化には以下の方式等がありますが、現金を取得することを目的とするショッピング利用である限り、方式のいかんにかかわらず、禁止の対象となります。</p> <p>(1)、(2)略</p> <p>(3)【新設】 現行紙幣もしくは貨幣、またはこれらが含まれる商品等をカードを利用して購入する方式</p> <p>9. 略</p> <p>10. 略</p>	<p>カードの利用を一定期間制限することがあります。</p> <p>7. 略</p> <p>8. 会員は、現金を取得することを目的として商品・権利の購入または役務の提供などにカードのショッピング枠、ショッピング残高枠(第14条第2項に定めるものをいう。)を利用すること(以下「ショッピング枠現金化」という。)はできません。なお、ショッピング枠現金化には以下の方式等がありますが、現金を取得することを目的とするショッピング利用である限り、方式のいかんにかかわらず、禁止の対象となります。</p> <p>(1)、(2)略</p> <p>9. 略</p> <p>10. 略</p>
<p>第18条 (立替払いの委託等)</p> <p>1. 略</p> <p>2. 略</p> <p>3. 第1項にかかわらず、当社が、会員の加盟店に対する支払いを代わりに行うために、例外的に、JCB、JCBの提携会社またはJCBの関係会社と加盟店間の契約が債権譲渡契約となる場合があります。会員は当該債権譲渡が行われることについて、予め承諾するものとします。 <u>また、会員は、これにより譲渡された債権について、同時履行の抗弁、無効、取消しもしくは解除の抗弁、消滅時効の抗弁、相殺の抗弁その他の抗弁(但し、第24条第2項各号に定める支払停止の抗弁を除きます。)を主張しないことを、カード利用の都度、当該利用をもって承諾するものとします。</u></p> <p>4. 会員は、当社がカード利用から生じた債権を、債権の証券化を含む業務のために当社の裁量で信託銀行等の第三者に譲渡し、または担保に提供することを予め承諾するものとします。</p>	<p>第18条 (立替払いの委託等)</p> <p>1. 略</p> <p>2. 略</p> <p>3. 第1項にかかわらず、当社が、会員の加盟店に対する支払いを代わりに行うために、例外的に、JCB、JCBの提携会社またはJCBの関係会社と加盟店間の契約が債権譲渡契約となる場合があります。会員は当該債権譲渡が行われることについて、予め<u>異議なく</u>承諾するものとします。</p> <p>4. 会員は、当社がカード利用から生じた債権を、債権の証券化を含む業務のために当社の裁量で信託銀行等の第三者に譲渡し、または担保に提供することを予め<u>異議なく</u>承諾するものとします。</p>
<p>第19条 (ショッピング利用代金の支払区分)</p> <p>1. 略</p>	<p>第19条 (ショッピング利用代金の支払区分)</p> <p>1. 略</p>

<p>2. 第1項にかかわらず、当社が認めた場合、会員は、以下の方式で、ショッピング利用代金の支払区分をショッピングリボ払い、ショッピング分割払いに指定することができます。<u>会員は、当該サービスに関する規定・特約等がある場合はそれに従うものとします。ただし、いずれの場合でも、電子マネーの入金、カードの付帯サービス料金その他当社が指定するものについては、以下の方式による支払区分の指定を行うことはできず、ショッピング1回払いのみの指定となります。</u></p> <p>(1)、(2)略</p>	<p>2. 第1項にかかわらず、当社が認めた場合、会員は、以下の方式で、ショッピング利用代金の支払区分をショッピングリボ払い、ショッピング分割払いに指定することができます。ただし、いずれの場合でも、電子マネーの入金、カードの付帯サービス料金その他当社が指定するものには適用されません。</p> <p>(1)、(2)略</p>
<p>第29条（約定支払日と口座振替）</p> <p>1. 略</p> <p>2. 当社が会員に明細(第30条に定めるものをいう。)の通知手続きを行った後に、会員が本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い、約定支払日の前に借入金等を支払ったこと、もしくは会員がキャッシング1回払いもしくはキャッシングリボ払いを利用したこと等により、会員が本規約に基づき当社に支払うべき手数料もしくは利息の金額と当社が前項の方法により約定支払日に会員から実際に支払いを受けた手数料もしくは利息の金額との間に差額が生ずる場合、または会員が当社所定の金融機関の預金口座に振り込む方法で、会員が本規約に基づき当社に支払うべき金額を超えて当社に対する支払いをした場合、当社は翌月の約定支払日に会員に当該差額を返金するなどの方法により精算することを会員は承諾するものとします。なお、当社は会員が翌月の約定支払日に支払うべき約定支払額から当社が会員に返金すべき金額を差し引くことができます。</p> <p>3. 略</p> <p>4. 略</p> <p>5. 略</p> <p>6. 略</p> <p>7. 略</p> <p>8. 略</p>	<p>第29条（約定支払日と口座振替）</p> <p>1. 略</p> <p>2. 当社が会員に明細(第30条に定めるものをいう。)の送付手続きを行った後に、会員が本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い、約定支払日の前に借入金等を支払ったこと、もしくは会員がキャッシング1回払いもしくはキャッシングリボ払いを利用したこと等により、会員が本規約に基づき当社に支払うべき手数料もしくは利息の金額と当社が前項の方法により約定支払日に会員から実際に支払いを受けた手数料もしくは利息の金額との間に差額が生ずる場合、または会員が当社所定の金融機関の預金口座に振り込む方法で、会員が本規約に基づき当社に支払うべき金額を超えて当社に対する支払いをした場合、当社は翌月の約定支払日に会員に当該差額を返金するなどの方法により精算することを会員は承諾するものとします。なお、当社は会員が翌月の約定支払日に支払うべき約定支払額から当社が会員に返金すべき金額を差し引くことができます。</p> <p>3. 略</p> <p>4. 略</p> <p>5. 略</p> <p>6. 略</p> <p>7. 略</p> <p>8. 略</p>
<p>第30条（明細）</p> <p>当社は、会員の約定支払額、ショッピングリボ払い・ショッピング分割払い利用残高およびキャッシングリボ払い利用残高等(以下「明細」という。)を約定支払日の当月初め頃、当社所定の方法により通知します。なお、第19条第2項(2)に基づく利用内容の変更等がなされた場合、当社は、当該変更後の明細を、当社</p>	<p>第30条（明細）</p> <p>当社は、会員の約定支払額、ショッピングリボ払い・ショッピング分割払い利用残高およびキャッシングリボ払い利用残高等(以下「明細」という。)を約定支払日の当月初め頃、当社所定の方法により通知します。なお、第19条第2項(2)に基づく利用内容の変更等がなされた場合、当社は、当該変更後の明細を、当社所定の方法により再</p>

<p>所定の方法により再通知します。なお、年会費のみの支払いの場合、通知を省略することがあります。</p>	<p>通知します。会員は、通知内容について異議がある場合には、通知を受けた後 1 週間以内に申し出るものとします。なお、年会費のみの支払いの場合、通知を省略することがあります。</p>
<p>第34条（退会および会員資格の喪失等） 当社は、1. 略 2. 略 3. 会員((8) のときは、(8) に該当する会員)は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)、(9)、(10)、(11)においては当然に、(2) においては相当期間を定めた当社からの通知、催告後に是正されない場合、(3)、(4)、(6)、(7)、(8) においては当社が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。なお、会員は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。</p> <p>(1)~(6)略 (7)会員が、自らまたは第三者を利用して<u>暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行ったとき。</u></p>	<p>第34条（退会および会員資格の喪失等） 当社は、会1. 略 2. 略 3. 会員((8) のときは、(8) に該当する会員)は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)、(9)、(10)、(11)においては当然に、(2) においては相当期間を定めた当社からの通知、催告後に是正されない場合、(3)、(4)、(6)、(7)、(8) においては当社が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。なお、会員は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。</p> <p>(1)~(6)略 (7)会員が、自らまたは第三者を利用して<u>不当な要求行為等を行ったとき。</u></p>
<p>第41条（ミライノカード会員規約およびその改定） 1. ミライノ カード会員規約が変更された場合には、当社は、会員に対して、<u>当該改定の効力が生じる日を定め</u>たうえで、<u>原則として会員に対して当該改定につき通知</u>します(ただし、当社の判断により、当社のWebサイトによる公表をもって、通知又は送付に代えることができるものとします。)。なお、本規約と相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。</p>	<p>第41条（ミライノカード会員規約およびその改定） 1. ミライノ カード会員規約が変更された場合には、当社は、会員に対して、当社所定の方法により変更内容を通知し又は新ミライノ カード会員規約書面を送付します(ただし、当社の判断により、当社のWebサイトによる公表をもって、通知又は送付に代えることができるものとします。)。当社による変更内容の通知又は新ミライノカード会員規約の送付(Webサイトによる公表を行った場合には当該公表)の後に、<u>会員がカードを使用したとき又は会員から何らの異議がなく1カ月が経過した場合には、当社は、会員が当該変更事項又は新ミライノカード会員規約を承認したものとみな</u>します。なお、本規約と相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。</p>
<p>ショッピングスキップ払い特約 第5条（遅延損害金） 会員が、第3条第1項に基づき支払うべき約定支払額をス</p>	<p>ショッピングスキップ払い特約 第5条（遅延損害金） 会員が、第3条第1項に基づき支払うべき約定支払額をスキ</p>

<p>キップ指定月の約定支払日に支払わなかった場合には、約定支払額(ただし、ショッピングスキップ払い手数料は除きます。)に対しその翌日から完済に至るまで、また、ミライノカード会員規約に基づき当社に対して負担する債務につき期限の利益を喪失した場合には、残債務全額(ただし、ショッピングリボ払い手数料、ショッピング分割払い手数料、ショッピングスキップ払い手数料、金融サービスの手数料および利息ならびに遅延損害金等は除きます。)に対し期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで、ショッピングスキップ払いに関しては<u>民法の定める法定利率</u>、その他の支払区分についてはミライノカード会員規約第31条に定める利率を乗じた遅延損害金を支払うものとします。</p>	<p>キップ指定月の約定支払日に支払わなかった場合には、約定支払額(ただし、ショッピングスキップ払い手数料は除きます。)に対しその翌日から完済に至るまで、また、ミライノカード会員規約に基づき当社に対して負担する債務につき期限の利益を喪失した場合には、残債務全額(ただし、ショッピングリボ払い手数料、ショッピング分割払い手数料、ショッピングスキップ払い手数料、金融サービスの手数料および利息ならびに遅延損害金等は除きます。)に対し期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで、ショッピングスキップ払いに関しては<u>年6.00%</u>、その他の支払区分についてはミライノカード会員規約第31条に定める利率を乗じた遅延損害金を支払うものとします。</p>
<p>キャッシングサービスのご案内</p> <p>※ ご利用可能枠の範囲内でキャッシングサービスをご利用された場合に、当社が交付する「融資ご利用内容のお知らせ」に記載する「返済期間、返済回数、返済期日、返済金額」は、交付後に新規でご利用またはご返済をされた場合には、変動します。</p> <p>※ CD・ATM でのキャッシング 1 回払い(国内)・キャッシングリボ払いの利用手数料(1 回のご利用金額が 1 万円以下の場合は <u>110 円(税込)</u>、1 万円を超える場合は <u>220 円(税込)</u>)は会員負担となります。(カード発行会社により、手数料をご負担いただく CD・ATM の対象が異なる場合があります。)</p> <p>※ 海外キャッシング 1 回払いをご利用の場合、国外への金融機関等の事務処理の都合上、ご利用データの JCB への到着が遅れ、お支払日が標準期間満了日の属する月の 2 ヶ月後または 3 ヶ月後の約定支払日となる場合がございます(最大返済期間は 101 日、ただし暦による。)。この場合であっても、手数料は、融資日の翌日から標準期間満了日の属する月の翌月 10 日までの期間に手数料率を乗じた金額となります。</p>	<p>キャッシングサービスのご案内</p> <p>※ ご利用可能枠の範囲内でキャッシングサービスをご利用された場合に、当社が交付する「融資ご利用内容のお知らせ」に記載する「返済期間、返済回数、返済期日、返済金額」は、交付後に新規でご利用またはご返済をされた場合には、変動します。</p> <p>※ CD・ATM でのキャッシング 1 回払い(国内)・キャッシングリボ払いの利用手数料(1 回のご利用金額が 1 万円以下の場合は <u>100 円(税抜)</u>、1 万円を超える場合は <u>200 円(税抜)</u>)は会員負担となります。(カード発行会社により、手数料をご負担いただく CD・ATM の対象が異なる場合があります。)</p> <p>※ 海外キャッシング 1 回払いをご利用の場合、国外への金融機関等の事務処理の都合上、ご利用データの JCB への到着が遅れ、お支払日が標準期間満了日の属する月の 2 ヶ月後または 3 ヶ月後の約定支払日となる場合がございます(最大返済期間は 101 日、ただし暦による。)。この場合であっても、手数料は、融資日の翌日から標準期間満了日の属する月の翌月 10 日までの期間に手数料率を乗じた金額となります。</p>